

1 条例制定の趣旨(前文)【13件】

No.	ご意見・ご提案等の概要	本市の考え方
1	内容はその通りで異議を挟むものではない。我が国は、中小企業が99.7%を占めており、大企業はともかく、この中小企業が元気にならないと我が国の発展はない。その意味ではこの条例制定の意義は大きいと思うが、これから、東北地域のリーダとして、中小企業活性化の完成の暁には、どのような姿に仕上げていきたいのかを簡潔明瞭に打ち出す必要があるのではないか。	いただいたご意見を参考に、条例制定の趣旨(前文)において、「～東北に人をひきつける玄関口としての役割を果たし、～」の文言を追加することといたします。
2	「中小企業活性化による価値が社会に循環する⇒地域社会が活性化・発展する⇒中小企業がさらに発展する」という構想が示されており、良いと思う。この構想の意義を明確に認識してもらうため、「地域活性化・発展」のビジョンを少しでも条例中で示して欲しい。	
3	東北における仙台が果たしている役割についてももう少し詳しく記載してはどうか。また、「中小企業振興」と「まちづくり」にどんな関係性があるのかがわかりにくい。	
4	一丸となるのは、「経済団体」だけではなく、「中小企業団体」「金融機関」「学校」「市民」を追加して欲しい。	いただいたご意見を参考に、一文の長さを考慮し、条例制定の趣旨(前文)において、「～等」と表現することといたします。
5	この条例は、広く市民のものであるという認識を広げるために「本市」ではなく「仙台市」もしくは「私たち(の)仙台市」と記載してはどうか。	本市条例の書きぶりの統一を考慮し、原案のままといたします。
6	「中小企業の創意工夫と自主的な努力を基本としつつ～」の記述は中小企業をバカにしていると思う。わざわざ言われなくても分かっている。なぜ役所発信の記述はこうなるのか。	懇談会や市議会からも中小企業の創意工夫と自主的な努力の重要性についてご意見をいただいていることから、原案のままといたします。
7	東北地域は、産業の集積では先進地域に遅れをとっているが、反面自然が豊かに残り、農産物、水産物などは豊富で今後バランス良く発展する余地が大きいと思う。また、高齢化に伴い元気の有り余る高齢者がどんどん増えていくので高齢者の皆様にも活動の一翼を担っていただくことも大いに意義があると思う。	急速な人口減少や高齢化に対応するためにも、高齢者を含む多様な人材に経済活性化に向けた取組みを担っていただきたいと考えております。

1 条例制定の趣旨(前文)【13件】

No.	ご意見・ご提案等の概要	本市の考え方
8	市の責務を全面に押し出す覚悟であるならば、「各部局が協働していく」という一文も明記してはどうか。	本市の各部局が組織横断的に中小企業の活性化に取り組むことが基本であると考えていることから、原案のままいたします。
9	「仙台は開府以来、雄藩な城下町として栄え」という部分は誤った歴史認識だと思しますので、削除するか再検討すべき。	一般的に理解を得られている表現であると考えていることから、原案のままいたします。
10	一段落目を「市内に立地する企業の大多数を占める中小企業は、地域社会の担い手としてこの街を支えてきました。地域のまちづくりや雇用、防災など、地域社会へ貢献するとともに、大企業を様々な面から補完する存在として仙台市の発展に大きく寄与してきました。」と変えるべき。	
11	「このような状況は、～」以下は、中小企業が活力や賑わいを奪うような存在にとらえられてしまうので「このような状況は、放置しておくわけにはいかない。」と仙台市の強い決意を示すことが必要。	「このような状況は、～」以下は、人口減少などの社会状況の激変が、様々な役割を担う中小企業の経済活動を低下させ、ひいては本市の活力や賑わいを奪うことを表したものであることから、原案のままいたします。
12	「本市が、将来にわたって～不可欠です。」を「市内経済の持続可能な発展のためには、中小企業の意欲的で創造的な活動を支援することが不可欠です。」と、「自主的な努力」を「地域内再投資力」と、「発展を促進させることができるよう」を「中小企業者が生き活きと躍動できるよう」に変えた方がよい。	仙台・東北地域の発展のためには、中小企業の活性化が必要であり、そのためには、中小企業の自主的な努力が求められること、また、価値が循環することにより、中小企業の発展が促進されると考えていることから、原案のままいたします。
13	今年の6月に制定された「小規模企業振興基本法」の趣旨を踏まえ、それに基づく条例であることを明記すべき。	本条例は「小規模企業振興基本法」の趣旨を踏まえておりますが、同法に基づく条例ではないことから、原案のままいたします。

2 条例制定の目的【2件】

No.	ご意見・ご提案等の概要	本市の考え方
1	「中小企業が本市において果たす役割の重要性にかんがみ」とあるが、現に果たしていることが事実であるから、「中小企業・小規模企業が本市において果たしている役割の重要性にかんがみ～」とすべきである。	本条例では、特に小規模企業者について規定しているものを除き、小規模企業を含めて中小企業と規定しておりますことから、原案のままいたします。
2	「中小企業者の努めるべき事項等」を「中小企業者の役割、大企業者等の役割」とすべき。	各条文の見出しとの整合性を図り、読みやすい表現とするため「～等」としておりますことから、原案のままいたします。

3 用語の定義【4件】

No.	ご意見・ご提案等の概要	本市の考え方
1	「中小企業団体」の中に商工会議所や商工会、中小企業団体中央会が含まれているが、条例制定の趣旨の記載に合わせこれら機関は「経済団体」、商店街振興組合や事業協同組合は、中小企業者の集合体であり、「中小企業者」と分類を検討頂きたい。	いただいたご意見を参考に、商店街振興組合や事業協同組合などを含めて「中小企業者等」と新たに定義することといたします。
2	(公財)仙台市産業振興事業団について、条例上の位置づけを明確にしてほしい。中間案における「中小企業団体」の概念の範疇とは異にするとと思われる、新たに「中小企業支援機関」といった概念を導入し、その責務等を示すことが適当であると考えます。	いただいたご意見を参考に、中小企業振興団体に表現を改め、中小企業支援機関も含めて定義することといたします。
3	「小規模事業者」とは、中小企業基本法第二条第五項に規定する事業者とあるが、小規模企業振興基本法の条文にも明記されていることから、中小企業基本法第二条第五項及び小規模企業振興基本法第二条に規定する事業者とすべきである。	小規模企業振興基本法第二条第一項では「小規模企業者」は「中小企業基本法第二条第五項に規定するものもの」と規定されていることから、原案のままいたします。
4	「金融機関」、地域重視の観点から「地元金融機関」とすべき。	中小企業を支援するのは、地元金融機関のほか、状況に応じてそれ以外の金融機関との連携を図る必要もあると考えことから、原案のままいたします。

4-1 市の責務【8件】

No.	ご意見・ご提案等の概要	本市の考え方
1	各項目に於ける市の姿勢が何れも「努める」という言葉で締めくくりがされているが、もっと積極的にリード、関与していく意気込み、姿勢を表すことが望まれる。	いただいたご意見を参考に、「～なければならない」として、市の責務を表現することといたします。
2	市の責務を全面に押し出す覚悟であるならば、「努めます」ではなく、「責務を有します」と記載してはどうか。また、条例に基づく政策展開に継続性を持たせるため「市長の責務(役割)」についても明記するのが望ましいと考える。	いただいたご意見を参考に、「～なければならない」として、市の責務を表現することといたします。なお、市と市長の責務は同様と認識しております。
3	少子高齢化により、男女問わず子育てや介護などを通じた多様な働きを支援することが重要な時代になってきている。企業の社会課題への対応がNPOとの連携を生み出し、新しいサービスに繋がる循環を作りだせるのではないか。	いただいたご意見を参考に、「特定非営利活動法人」の文言を追加することといたします。
4	NPOでは最近「クロスセクター」という言葉を使っている。部門を越えた協働が必要な時代となっている。市もソーシャルイノベーション創生特区認定を睨み、他部門との協働を盛り込んではいかがか。	
5	「国、地方公共団体、中小企業団体、大企業者、大学等との連携」とあるが、地域社会の活性化や課題解決に取り組む重要な主体として、NPOも含めて欲しい。また、連携の推進役は市であると思うが、施策の実現や連携の必要性を各関係者に意識させ、それらの意見を取り入れて柔軟に形にしていく民間の存在があっても良いと思う。	いただいたご意見を参考に、「特定非営利活動法人」の文言を追加することといたします。また、民間の実施主体のあり方については、今後各種施策を検討していく際の参考とさせていただきます。
6	市、(公財)仙台市産業振興事業団などが実施している施策を中小企業者があまり認知していないので、もっと有効に活用していただけるよう体系的できめ細かな形で施策等の周知の工夫、強化を、関係機関と連携のうえ実施してほしい。	いただいたご意見を参考に、「積極的な中小企業の活性化に関する情報の発信を行う」よう努めることを追加することといたします。
7	記載されている内容はすべてその通りと思うが、事項をもれなく羅列はされているが、この条例にかかわる人たち(仙台市民を始めとする)が自分のこととしてかかわれば将来が開けてくるような、面白いストーリーに書かれていないように思う。	本条例により設置する中小企業活性化会議において地域一体となった戦略的な取組みの検討をしてみたいと考えております。
8	市について、「施策を実施」を「施策を策定し実施」とし、「国、関係地方公共団体～努めます。」を「国、関係地方公共団体、中小企業者、中小企業団体、大企業者、地元金融機関、大学等及び市民と協力・連携して効果的に実施する。」とし、追加で「小規模企業振興基本法」でも義務付けている実態調査とその公表を行うことも明記すべき。	本条例により設置する中小企業活性化会議において、調査等についても検討をしてみたいと考えておりますことから、原案のままいたします。

4-2 中小企業者等の努力【4件】

No.	ご意見・ご提案等の概要	本市の考え方
1	中小企業者が努めるべき事項として、時代を担う経営者の育成(先輩経営者が後輩経営者を指導することを含む)や事業承継などに積極的に取り組むことも記述してほしい。また、今や大企業者だけでなく中小企業者においても、経営戦略においてグローバルな視点の重要性が高まっていることも表現できると良い。	中小企業者の努力として経済的社会的環境の変化に対応して経営基盤の強化、経営の革新に取り組む事に努めることや市の中小企業活性化施策に協力することに努めることを規定しており、また、施策の基本方針において創業や事業承継について規定していることから、原案のままいたします。
2	中小企業者の条文で、押し付けがましい表現があるので一部削除し、「中小企業者は、経済的社会的環境の変化に対応して、経営基盤の強化、経営の革新に自主的に取り組むよう努めます。また、地域社会を構成する一員として、その事業活動を通じて～」とすべきである。	人材の確保という観点からも従業員のワークライフバランスが大切であると考えていることから、原案のままいたします。
3	「中小企業者」、「中小企業団体」の条文で、「市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めます。」とあるが、解釈の仕方によっては押し付けがましい表現とも受け取れることから、「中小企業・小規模企業の活性化に関する市の施策を活用し、地域経済の振興・発展に努めます。」とすべきである	本条例では、中小企業の活性化に向け、中小企業者をはじめとする皆さまの協力が必要であると考えておりますことから、原案のままいたします。
4	中小企業の努力について、「業界」の視点も含めるべきと考える。また、支援を求めるだけでなく、中小企業者自らも市や学校と協働して働くことの理解と体験の機会を提供し、一人ひとりの労働観、職業観の形成及び地域の将来を担う人材の育成と確保に努めるよう促すべき。	本条例では中小企業の活性化に向け、地域全体でそれぞれが役割等を果たすことが重要と考えております。また、人材の育成・確保の取組みについては、中小企業活性化会議で検討してまいりたいと考えております。

4-3 中小企業振興団体の役割【3件】

No.	ご意見・ご提案等の概要	本市の考え方
1	大企業者等、中小企業者、市民の役割の中で、「市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めます」とあるが、中小企業団体などが実施する中小企業振興に資する事業や、七夕などの祭りやイベント等に対しても、大企業者等、中小企業者、市民の協力を促すよう、明記すべき。	中小企業者の努力や、大企業者等の役割において、中小企業振興団体と連携・協力する旨を規定しておりますことから、原案のままいたします。
2	中小企業・小規模企業を育成・支援する団体は、組織的、財政的に脆弱な団体もあることから、条例文中に、「中小企業・中小企業団体の基盤強化及び育成・支援すること」を「市」の責務や役割に盛り込むべきである。	中小企業振興団体も中小企業同様に創意工夫と自主的な努力が不可欠であることから、原案のままいたします。
3	地域の中小企業者集団として、「中小企業者」に課せられた責務と同様の内容で、「同時に『中小企業団体』は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、その事業活動を通じて、地域社会の発展及び市民生活の向上に貢献するよう努めます。」の文言を付け加えて頂きたい。	事業協同組合などについては、中小企業者の集合体であることから、中小企業者に含めることにより、ご意見の趣旨は満たされることから、原案のままいたします。

4-4 大企業等の役割【6件】

No.	ご意見・ご提案等の概要	本市の考え方
1	大企業等々の役割について、「大企業者」「金融機関」「大学」は期待される役割に違いがあるので、別々に項目を立てるべき。	基本的な取組みの方向性は同一と考えますことから、原案のままいたします。
2	大企業者の役割については、中小企業による生産や製造、もしくは加工された物品の消費、または提供されるサービスの利用に協力することを明記すべき。	社会的責任の観点から、中小企業者等と連携・協力を努めると規定しておりますことから、原案のままいたします。
3	金融機関の役割については、中小企業者が自主的に経営基盤の強化に取り組む事ができるよう、「円滑な資金の供給」「経営相談」「販路拡大の支援」等を行うとともに、地域再投資により中小企業の育成と地域社会の発展に協力するよう促すべき。	
4	「大企業者、金融機関及び大学等」の条文で、「市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めます。」とあるが、地域経済社会における大企業等の役割は重要であることから、「市が実施する中小企業の活性化に関する施策に責任を負います。」とすべきである。	本条例では、中小企業の活性化に向け、大企業者等をはじめとする皆さまの協力が必要であると考えておりますことから、原案のままいたします。
5	「地域内再投資力強化」の意味から、「地元金融機関」の役割を別掲すべき。	地元金融機関を含む金融機関との連携を図る必要があると考えることから、原案のままいたします。
6	大学等という記載では不足しているので、「学校(小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・大学)」と記載すべき。また、学校には、市や中小企業者と協働して働くことへの理解と体験の機会を提供し、一人ひとりの労働観、職業観の形成及び地域の将来を担う人材の育成と確保に努めるよう促すべき。	本条例では中小企業の活性化に向け、地域全体でそれぞれが役割等を果たすことが重要と考えております。また、人材の育成・確保の取組みについては、中小企業活性化会議で検討してまいりたいと考えておりますことから、原案のままいたします。

4-5 市民の協力【1件】

No.	ご意見・ご提案等の概要	本市の考え方
1	市民について、「活性化に関する～…努めます。」を「健全な発展に協力するよう努めます。」とすべき。	本条例では中小企業の活性化に向け、市民を含めた皆さまの理解と協力が必要であると考えておりますことから、原案のままいたします。

5 施策の基本方針【15件】

No.	ご意見・ご提案等の概要	本市の考え方
1	「中小企業の経営方法の改善」では表現として弱く感じるため、中小企業が最も弱い、マーケティング、ブランディング、知財など具体的な要素も入れる、又は「中小企業の経営の高度化」という一言でまとめてはどうか。	いただいたご意見を参考に、「経営方法の改善」を「経営の高度化」に修正いたします。
2	域外(海外を含む)での販路開拓・拡大の支援を重視していくことを記述してほしい。	いただいたご意見を参考に、「販路の拡大」の文言を追加することといたします。
3	「女性や青年を含む多様な～」とあるが、業態により女性が合わないものもある。何でも入れれば良いというものではない。	急速な人口減少や高齢化に対応するためにも、女性や青年を含む多様な人材に経済活性化に向けた取組みを状況に応じて担っていただきたいと考えております。
4	地域商業者の果たしている役割として、「地域社会の発展及び市民生活の向上～」とあるが、向上もさることながら、安定し、豊かで、安心・安全であることを当然のこの様に維持してきた存在としての中・零細規模の商業者は、無くなっても意識の外に置かれながらも永々と生きてきたことを忘れないでいただきたい。	条例制定の趣旨(前文)で、急速な人口減少や高齢化による影響は、経営資源の乏しい小規模企業において顕著である旨を、また、施策の基本方針でも、小規模企業者への配慮を規定しております。
5	小規模企業者への特別な配慮について示されているが、その背景や理由について小規模企業者以外の中小企業者への一般的配慮との違いを明確化すべきである。	条例制定の趣旨(前文)及び施策の基本方針の中で小規模企業者の置かれた状況や取組みの方向性を規定していることから、原案のままといたします。
6	「市は、前記の各事項に取り組むに当たっては、・・・円滑かつ着実な事業運営が確保できるよう、経営状況に応じ必要な配慮を払うようにします。」とあるが、小規模企業振興基本法第七条第一項に地方公共団体の責務が明記されていることから、「市は、前記の各事項に取り組むに当たっては、・・・円滑かつ着実な事業運営が確保できるよう必要な施策を講じます。」とすべきである。	原案は、小規模企業振興基本法第七条第一項の趣旨と異なるものではありません。
7	「中小企業の生産性の向上を促進する」という主旨を盛り込んで頂きたい。中小企業の生産性の向上を妨げている事象の1つに、「社内的な取り組みによって、本業に集中できない問題」がある。敷地内の草むしりや、オフィスやトイレの清掃を、専門業者にアウトソーシングせず、社員が自分たちで行っており、自分たちの社屋や職場を大切にするという愛社精神を醸成することはできるが、本業に集中すべき時間とエネルギーを削ぎ、残業を助長している。一方、大企業の支店などは、ほとんど専門業者にアウトソーシングし、本業に集中する環境が整っており、中小企業と大企業の格差が発生してしまう。解決策として、中小企業が、こうした作業を市の施策で専門業者にアウトソーシングし、中小企業の専門業者が優先的に受注できれば、発注・受注側双方メリットがあり、良いのではないかと思う。	今後、各種施策を検討していく際の参考とさせていただきます。

5 施策の基本方針【15件】

No.	ご意見・ご提案等の概要	本市の考え方
8	受注機会の増大について、「市が行う工事の発注、物品および役務の調達等に当たって、発注・調達の対象を適切に分離又は分割し、市内中小企業者の受注の機会と指定管理者への市内中小企業者の参入の機会の増大を図るよう努めること」とすべき。	受注機会の増大に向けた基本的な事項を規定しているものであることから、原案のままいたします。
9	「中小企業が地域と協働して取り組む～向上を図る活動を促進すること」とあるが、表現的に弱いことから、「中小企業が地域と協働して取り組む～向上を図る活動に協力・支援すること」とすべきである。	中小企業の活性化を図るための条例ですが、基本として中小企業の創意工夫と自主的な努力が必要であると考えていることから、原案のままいたします。
10	「販路拡大」に関して、仙台市産業振興事業団で展示会出店枠(年2～3件)と交通費の支援制度があるが、もう少し拡張してこちらが出したい展示会を前年(仙台市の予算策定時)に希望申請できるような制度があると大変ありがたい。さらに、業界紙への広告掲載への支援があると有り難い。業界紙に仙台市の広告枠を取り、そこへ仙台市内の商品を掲載して頂くなど。また、これまで「中小企業」をひとくくりにすることが多いが、「業種」が「商業か製造業」、「形態」が「下請か自社独自」、「対象」が「一般向けか企業向け」、「商圏」が「地域内か国内か海外」により支援ニーズは結構違うので、これまで自社に合う中小企業支援制度がなかなか見つからなかった。	今後、各種施策を検討していく際の参考とさせていただきます。
11	東北地域には、産業の集積が先進地に比べると遅れているが、情報を積極的に活用することにより、ベンチャー企業、中小企業といえども世界に伍していける機会が到来しつつあるよう感じる。イノベーションとは、なにか新しいものをひねり出すこともあるが、今手元にある材をいかに組み合わせ、社会が要求する先を進んでいけるかも大きな課題と思う。	
12	基本方針なので、具体的な施策に触れていないと思うが、以前から言い継がれてきた内容と似たり寄ったりであり、変わり映えのしない具体策へしか結びつかず、効果に期待が持てないように感じる。国がかつてない異次元レベルで中小企業を後押ししてくれるせつかくの機会なので、従来なら躊躇するような禁じ手も封印を解き、必ず成果に結びつく「異次元の方針・スキームを設定」し仙台発の新商品・新サービスが続々と生まれ、利益を出す企業が続出することを目標に基本方針を設定して欲しい。	今後、各種施策を検討していく際の参考とさせていただきます。

5 施策の基本方針【15件】

No.	ご意見・ご提案等の概要	本市の考え方
13	受注機会の増大に関し、競争指名入札への地元企業の参加機会の確保等の一般的なもののほかに、優れた新製品等や創業後間もない企業の製品等を優遇することについても積極的に対応し、また、認定商品の随意契約制度の導入についても実施し、周知することでさらに普及が図られるようにしてほしい。	今後、各種施策を検討していく際の参考とさせていただきます。
14	時代環境に応じて仙台圏で特に力を入れるべき産業分野や業種等を見出すなどした重点化した支援、農商工連携・6次産業化支援など本市の誇る都市型農業との連携、地下鉄東西線開業等を契機とする新しいまちづくりを支える地域活性化の取り組みなど、仙台らしさが見えるような施策・政策の方向性も付加してほしい。	本条例において設置する中小企業活性化会議で施策の検討をしてまいりたいと考えております。
15	この条例は、中小企業活性化の具体的な施策ではなく、基本的な考え方・方向性等を明示しているものとなっているが、条例の内容は、一般論・基本論に終始していることから、具体的な施策を盛り込んだ条例にすべきである。	

6 中小企業活性化会議【5件】

No.	ご意見・ご提案等の概要	本市の考え方
1	委員に、中小企業支援機関と、小規模企業者を加えてほしい。また、活性化会議の権能についてより詳細な記述をし、活性化会議の位置づけを全市的により高いものとし、成果を施策への反映する拘束力を高めて欲しい。	いただいたご意見を参考に、より幅広いご意見をいただくために、十二人以内から十五人以内といたします。また、具体的なメンバー選定については今後、検討してまいりたいと考えております。
2	地域経済社会の発展には、大企業・金融機関・市民等の理解も必要であることから、メンバーを12人以内と定めず、枠を拡げるべきである。	
3	実行可能な施策を検討して欲しい。	本条例において設置する中小企業活性化会議で施策の検討をしてまいりたいと考えております。
4	「審議する」では承認機関という位置づけになり、活発な議論がないまま形骸化することが懸念されるため、会議にどのような性格や機能を持たせるのか、明確にすべき。仙台市当局も構成員となったうえで、会議の構成員、定員、任期を会議の中で検討したり、「審議」だけでなく「提案」「検討」の場とすることや「調査・研究」を実施する機能を持たせるとともに、必要に応じてテーマ別の小委員会の設置したりすることはいかがか。	中小企業活性化会議の進め方については、今後、検討してまいりたいと考えております。
5	活性化会議を形だけのものにならないために、中小企業者・住民・行政職員・研究者など多彩な人が参加できるよう公募委員枠を設け、中小企業の活性化に関心意欲を持つ人を広く参加できるようにすべき。また、活性化会議のもとに業種別部会やイベント部会を設け、活性化会議自身が行動できるようにするべき。	シンポジウム等の実施など、幅広い方々からのご意見を伺う機会を検討してまいりたいと考えております。

7 財政上の措置【5件】

No.	ご意見・ご提案等の概要	本市の考え方
1	「市は、～必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。」とあるが、この表現では施策実施の本気度が見えないことから、「市は、～必要な財政上の措置を講じます。」とすべきである。	必要な予算措置に努めてまいりたいと考えております。
2	「～講ずるよう努めるものとします。」ではなく「講ずる。」と市の強い決意を示すべき。	
3	昨今の燃料費の高騰に依り経営が全く行き詰まりの状況にあり、暫定的にでも特定の小規模業者の為に何等かの軽減措置を希望する。	今後、各種施策を検討していく際の参考とさせていただきます。
4	本条例を制定し、中小企業等への環境悪化に歯止めがかけられれば、こんなに喜ばしいことはない。創業の推進に注力することは中小企業の活性化に好影響を与えるものと思われる。中小企業の仕事の8割以上が資金繰りと言われている。中小企業にとって最大公約数として「経営基盤の強化、経営の革新及び～自主的に取組むよう努めます」ことには無理があると思う。以上を前提として創業支援として以降の事業所毎に独立の可能性を読み、支援継続か撤退かの判断は非常に難しいと考える。ともあれ1者でも多く創業者の事業を軌道にのせるよう尽力して欲しい。	
5	中心部や、商業集積の高い地域の「地価」の反映としての各種税制は、役割の重大さやその責務の大きさにも関わらず、現実の厳しさは行政や市民からの期待とは反比例する厳しさを感じる。一層の役割を期待するのであれば日々の負担低減と承継にもっと現実的な措置を講じなければ、街も市民も大きな損失となる。	

8 その他【12件】

No.	ご意見・ご提案等の概要	本市の考え方
1	今後制定される全ての経済政策・中小企業政策の根本として位置づけられることが望ましいと考えるため、条例名称を「仙台市中小企業活性化基本条例」とすべきである。	条例名称については、複数のご意見をいただいておりますが、条例制定の趣旨(前文)及び目的において、中小企業の活性化に向けての基本事項を定めることを規定していることから、名称は原案のままといたします。
2	平成26年6月、「小規模企業振興基本法」が成立・施行されたことにより、中小企業のみならず、小規模企業の振興にも努めるべきであることから、条例の名称は「仙台市中小企業・小規模企業活性化条例」とすべきであり、条例中「中小企業」の文言は、「中小企業・小規模企業」とすべきである。	条例名称については、複数のご意見をいただいておりますが、条例制定の趣旨(前文)及び施策の基本方針において、小規模企業の現状について認識するとともに、経営状況に応じた配慮をすることを規定していること、また、本条例中では特に小規模企業について規定しているものを除き、小規模企業を含めて中小企業と規定しておりますことから、名称は原案のままといたします。
3	「理念条例」とするならば、「定義」の前に「基本理念」「基本方針」を明記することが望ましい。	基本的な理念や方針は、条例制定の趣旨(前文)に記載していることから、原案のままといたします。
4	小規模企業振興基本法において、小規模企業支援の充実が基本方針や基本原則の中で明確に示されているので、本条例においても、小規模企業への対応についての考えを盛り込み、取組んで欲しい。	条例制定の趣旨(前文)及び施策の基本方針の中で小規模企業者の置かれた状況や取組みの方向性を規定していることから、原案のままといたします。
5	困難と思うが、ただ財政上の支援というような旧来の発想ではないものが出てきて欲しいと思う。また、中小企業というジャンルではなく飲食、不動産仲介、物販など、この際細かい配慮がなされることを期待する。	今後、各種施策を検討していく際の参考とさせていただきます。
6	中小企業を活性化する前に、産業の活性化が必要。仙台には上質の水、空気、土壌があるので、これを生かさざるして仙台又は東北の発展は無い。農業分野に人、物、金、情報を集中投入し、自然を生かした産業を発展させる必要がある。そうすれば、1次産業を基礎として、2次、3次産業へと健全な活性化が期待できる。	

8 その他【12件】

No.	ご意見・ご提案等の概要	本市の考え方
7	各項目全てこれからの進む方向としては良いと思われるが、このまま進めると地に着かない絵に描いた餅を描くだけと思われ心配である。商店街の衰退、農業の後継者問題、生産業の立ち遅れ等の分析はどうか。これらが人口減少や街の衰退の原因である。この悪循環を断ち切る議論が大事と思う。提案として、増税になる事項を極力減らしてほしい。特に途切れ途切れの道路を繋ぎ、新規の事業を見直す。そして増税しないこと。次に市税を下げるための努力を見せること。これらが仙台市の発展へのスタートの鍵だと思う。	今後、各種施策を検討していく際の参考とさせていただきます。
8	新たな項目をつくり、「市議会への報告」として、「市長は、毎年中小企業の振興に関する施策と実施状況について市議会に報告すること」を規定してはどうか。	施策の実施状況報告資料については、中小企業活性化会議で議論された内容とともに、本市ホームページへ掲載するなど、公表に努めてまいりたいと考えております。
9	市は、当条例以外の施策の立案及び実施に当たっても、当該政策が中小企業の経営に及ぼす影響について配慮するよう努めること。また、条例を具体的にすすめるために、各区に経済課を復活することも必要である。	区役所への経済課の設置につきましては、経済施策として区を超えた総合的な取組みが重要と考えており、困難と認識いたしておりますが、中小企業の活性化に向けて、本市といたしましても組織横断的に取り組んでまいりたいと考えております。
10	条例制定の趣旨から財政上の措置まで適正なものと思料される。	
11	意見・要望は特にないが、中小企業者の為によりしく願います。	
12	何を書いていいのかわからないので特に意見はない。	